

令和元年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和元年 9月10日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員 長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会議務局理事 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 辻田 正行

(介護保険課)

課 長	堀池 英二	参 事	中村 宰子
係 長	西村 淳	係 長	浦川 真

建設産業部長 日名子 達也

(都市計画課)

課 長	山崎 禎三	課長補佐	前田 将範
主 査	山口 和樹	主 任	吉村 尚倫

水道局長 濱 伸二

(水道課)

課 長	渡部 守史	課長補佐	小林 純子
課長補佐	森内 秀朋	課長補佐	高橋 庸輔
主 査	藤原 庸祐		

(下水道課)

課 長	山口 新吾	参 事	原口 哲也
係 長	相川 沙織	係 長	永石 大祐

主 査 本 浦 友 恵

本日の委員会に付した案件

- 議案第59号 長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第76号 平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開 会 9時30分

閉 会 15時44分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。なお、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、あらかじめ御了承ください。令和元年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

皆様おはようございます。それでは議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明をいたします。今回の改正は、市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために、保険者機能強化推進交付金が創設されたことを受け、基金の積立て及び処分することができる規定について、所要の改正を行うものであります。主な改正の内容といたしましては、基金の積み立てる額として第2条を改め、処分として第6条を改めるものでございます。特に処分については、介護給付費及び予防給付費のほかに自立支援、重度化防止等の取組を支援するために、地域支援事業及び保健福祉事業を明確化し、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険事業を推進するものであります。なお附則につきましては、公布の日からとしております。以上が提案の内容でございます。御承認の程よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

条例改正の目的がこの基金の用途を少し柔軟にすることによって、地域支援事業または保健福祉事業の実施充実にの財源に充てるということですが、具体的にこれを行うことによって、どのような充実が図られるのか。ここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。
(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。
辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

今回の保険者機能推進交付金という部分が新設されたわけですが、これにつきましては地域包括ケアシステムの各市町村の取組がばらばらだということで、進捗状況も各市町でばらばらなものですから、頑張っている市町村についてはインセンティブを与えて補助金を交付するという部分になります。それにつきましては国の方で基準を設

けておまして、各取組を評価をして、その評価に応じて補助金がもらえるという部分であります。その中で今後、その指標の中に例えば介護予防の推進ということがあったり、地域ケア会議の活性化とかいった部分がございます。この交付金を活用することによって介護予防の推進、フレイル対策とか、そういった部分も含めて保健福祉事業ということで、フレイルも含めた形で今後は対応して、介護予防の推進を図るという意味でこの部分を今後、基金を活用していきたいと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところでお聞きいたしますが、国からの補助金が出ることによって、地域間のそれぞれの非常に競争化みたいな形に少しなるんじゃないかというところで、ちょっと懸念されてるところがあると思うんですね。そして、その自治体によってペナルティが課せられるようなこと、ちらっと聞いたんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

各自治体のペナルティという部分については、まだ国から具体的に示されておられませんけれども、今回の基金条例改正に当たりましては、保険者機能強化推進交付金というのが、頑張った市町については補助金を上乘せするというか、特別に交付するという趣旨でございますので、例えば介護予防について他市町より取組をしているけれども、財源が少し不足しているという部分の補完という形になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

頑張った所は補助金を交付しますよと。しかし頑張らなかった所っていうか、要するに思ったよりもうまくいかなかったというところには、あまり補助金はないわけですよ。そこもう1回、再度お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

この評価に当たりましては国が一定の評価基準を設けて、それに該当するところについては補助金の交付対象になるということで、国については推進を図りたい項目について評価を設けておりますので、頑張った所については国の準じて頑張っていると。他市町よりこの交付金が少ない団体につきましては、国が推進している部分の取組が遅れているというふうな理解でいいかなと思っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今現在、各市町村で取組がばらばらだということが前提であるわけですよね。そうしますと、今現在もう既に、ほとんど皆さんそれなりに努力されてるんじゃないかなと思うんですが、既に頑張ってる所と比較的遅れてる所でもう既に差異があるわけですが、今回こういう形で頑張った所には、より加算するというような趣旨だと思うんですが、従前から頑張ってる分も対象になるのか。それとも新たにこの交付される、施行される日から用意スタートということで、そこからさらに充実したかどうかが基準になるのか。ちょっとそこがどうなるのかなという疑問があるんですが。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

保険者機能強化推進交付金は平成30年に創設されたものです。先程御質問のあった従来から頑張っている地域はどうなんだということなんですが、こちらの方が本当に事細かに、例えば多職種連携による地域ケア会議をどの程度やっているとか、質の問題、量の問題など。あと介護予防の推進では介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているとか、本当に細かい内容で加算をされていきますので、皆さん多分想像されている佐々町などがかなりもう進んでおりますが、恐らく佐々町でも満点は取れないんじゃないかなというふうに思います。それくらい国の方も補助金を出すわけですから、細かく本当に理想の包括ケアシステムに向かっての内容の採点をするような内容になってるかと思います。もし詳しくお知りになりたいければ細かい採点表などがありますので、あとで準備したいと思います。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今までもこれまでも地域支援事業または保健福祉事業っていうのは行われてきたと思うんですけども、それに掛かる費用っていうのは、今後この条例の改正によって増えるものなのか、減るものなのか。それで減るようであれば、サービスが下がる、質が下がるとかいうことに繋がるものなのか、お教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

これまでも地域支援事業につきましては国の補助金をもらってサービスを行っているんですけども、それにつきましては国の補助の対象になる部分での活用ということになるんですけども、今回基金につきましては、例えば先程から言ってますフレイル対策につきましては所管を跨いで今現在、健康保険課と介護保険課ということで取り扱いが難しい部分もありまして、これについては今現在、それぞれの部分で対応してます。今後についても、その対策についても日進月歩活用が行われて、新たな手法ということで出てきておりますので、連携して基金を活用して取り組んできたいということで、サービスについては、現状よりは多様なサービスの導入が可能かと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この条例改正によって、この事業に対する予算が増えるものなのか、減るものなのかの見通しはどうでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

今、介護保険につきましては介護保険事業計画で3年間の計画を立てているんですけども、地域支援事業につきましては限度額ということで取り組んでおりますので、予算的には上限を超えての事業費の増額にはならないので、事業費内で基金を活用しながら事業に取り組んでいくというふうになるかと思えます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

条例の改正の表現は非常に大事なことなんですけども、第2条、今までのものは3行、4行ぐらい、基金として積み立てる額は次に掲げる額とするとか、いろいろあるんですが、これをまとめて今回基金として積み立てる額は、介護保険特別会計予算に定めると、こういう形に変更したいというのが趣旨なんですけども、この表現でいいんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

今回の改正につきまして、この保険者機能強化推進交付金というものが、当該年度において保険料に余剰が発生した場合に介護給付費等準備基金の方に積み立てるというふうになっておりまして、今までの条例だと決算上生じる剰余金のうちに、地方自治法に

規定された方法により編入する方法でしか積み立てができなかったものですから、今回この改正によって予算で定めた額を計上するということに改めまして、その年度中に余剰が発生した場合に積み立てることができるように改正を行っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

具体的に言わなかったからちょっと違った形になったんですが、要するに介護保険特別会計予算という表現になってますけども、条例というのは長与町の全体の条例ですから整合性が当然取れていなければならないわけなんです。58号の国保会計の積み立てですね、これも改正があつておるんですよ。それが国民健康保険特別会計歳入歳出予算に定めるというふうになって可決をされてきたんです。そうすると、この場合は介護保険特別会計歳入歳出予算に定めるという形の、他の部署との整合性の表現が必要ではなかったのかということなんです。これは辻田部長、同じ部内ですからね、当然、協議はなされておると思うんですけども、その辺りの指摘は何も無かつたんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

条例の上程に当たり庁舎内で協議はなされて、その段階を踏まえて上程させていただいたんですけども、特に問題はないということで上程をいたしました。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたら国保の関係の歳入歳出という表現が入っておるんですけども、それが間違いだったのか。この介護の方が正当だということであれば健康保険の方は間違いであると。逆に言いますと健康保険の方が本当であれば介護の方が舌足らずと、歳入歳出が抜けておるという形に、間違いになるということにしかならないわけですけども、どうですか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

先程御指摘があつた部分につきまして、議案第58号と今回の59号の積み立ての部分で整合性が取れてないということですけども、再度こちらの方で整理したいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

議案第59号については、審議の途中でございますが、部長からの申し出がございましたので、一旦保留ということで、次の議案に進めさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

それでは議案67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして事項別明細書により御説明いたします。はじめに保険事業勘定の歳入からになります。6、7ページをお開きください。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金474万8,000円につきましては、平成30年度の実績による交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金5目低所得者保険料軽減繰入金1,102万6,000円につきましては、低所得者保険料軽減に係る公費負担金で、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の改正が平成31年4月1日に施行され、軽減措置の範囲が第1段階から第3段階へ拡大されたことにより、負担率が第1段階は0.45から0.375へ、第2段階は0.65から0.575へ、第3段階は0.75から0.725へ軽減されるようになりました。その差額を国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で負担するものであります。対象者は第1段階1,503人、第2段階583人、第3段階567人になります。7款2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金マイナス3,990万につきましては、前年度からの繰越金により基金積立金を取り崩す必要がなくなったため基金繰入金を減額するものでございます。8款繰越金1億3,649万7,000円は今回の補正予算の財源調整として計上させていただいております。10款1項5目一般寄附金1,554万7,000円は、町民の方より遺贈の寄附がございましたので、長与町介護給付費等準備基金に全額を積み立てる予定でございます。

次に歳出でございます。10、11ページをお開きください。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金1,982万6,000円につきましては、内訳といたしまして寄附金が1,554万7,442円。こちらは寄附をいただいた方の遺言により介護給付費等準備基金で活用させていただくため基金へ積み立てる予定でございます。その他保険者機能強化推進交付金427万8,000円。保険者機能強化推進交付金につきましては平成30年度の交付金ですが、余剰が発生した場合基金に積み立てるようになっており、今回の基金条例の改正に伴い積み立てるものでございます。6款諸支出金1

項償還金及び還付加算金2目償還金4,956万9,000円につきましては、平成30年度の実績による介護給付費、地域支援事業に対する国及び県の負担金交付金、社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金の額が確定し、返還金が生じたので、それぞれ計上いたしております。7款1項1目予備費につきましては、歳入の補正額から4款、6款の歳出の補正額を差し引きました金額を予備費に追加するものでございます。

続きまして介護サービス事業勘定ですが、18、19ページをお開きください。まず歳入から、2款1項1目繰越金411万9,000円につきましては、平成30年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、今回計上させていただきます。

次に歳出でございます。22、23ページをお開きください。1款事業費1項1目指定介護予防支援事業費40万2,000円につきましては、備品購入費として介護支援システムのパソコン購入費用を計上いたしております。2款1項1目予備費は、歳入の補正額から歳出1款の補正額を差し引きました金額を新たに予備費として計上するものでございます。以上が補正予算（第1号）の主な内容になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。この審議につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定と分かれておりますので、まず保険事業勘定の歳入から質疑を受けたいと思います。6ページ、7ページのところで、質疑はございませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

新人で分からないことだらけなんですけども、まず介護の認定されてる方の人数をちょっと教えていただきたいのと、低所得者保険の適用される方の人数をお教えください。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

第1号被保険者、65歳以上の方になるんですけれども、平成30年度末1万668人でございます。あと低所得者保険料対象者ですけれども、第1段階の方が1,503人、第2段階の方が583人、第3段階の方が567人となっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

7ページの低所得者保険料軽減繰入金の御説明で先程国、県、町で2分の1、2分の1、4分の1と聞いたんですが、その割合でよかったですかね、ちょっともう一度。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑ありませんか。

続いて歳出10、11ページのところで、質疑はありませんか。

それでは次に介護サービス事業勘定について、こちらは歳入歳出両方合わせて質疑を受けたいと思います。13ページからになるとおもいますが、質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳出の一般備品購入費でパソコンということでしたが、ちなみにパソコンを購入する理由とそれから何台なのか、これをお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

パソコン購入については今使ってるパソコンが1台壊れまして、あともう1台契約管財課の方より借りてる分、あとケアマネジャー用に3台の購入を予定しております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに、例えばもう老朽化しているから更新するということなのか、それとも使う人が増えて機器が不足したということなのか、その辺りの理由ですね。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

機器が壊れたことと、ケアマネジャーが1名増加したことによります。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

なければ全体を通して再度、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして事項別明細書により御説明をいたします。決算の説明に入ります前に平成30年度の介護保険被保険者などの状況について説明をいたします。先程提出いたしました資料、介護認定者の数の推移（区分別）を御覧ください。平成30年度末の65歳以上である1号被保険者は1万668人で、昨年度より237人、約2.3%の増となり増加傾向となっております。長与町の人口は今4万1,600人を推移しておりますので、町民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という状況となっております。1号被保険者のうち認定者数は1,777人、去年度末より17人の増となっており、要介護認定者数は去年より66名の増となる一方、要支援者は17名の減となっております。また認定率は16.7%、去年度末より0.2%下がっており、ここ数年認定率は減少傾向にあります。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。14ページ、15ページをお開きください。はじめに保険事業勘定の歳入から、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料の収入済額は7億818万159円で、前年度比で354万9,354円、0.5%の減となっております。収納率につきましては、現年度分が99.72%、0.22ポイントの増、滞納繰越分が27.91%、前年度比の3.22ポイントの減、介護保険料全体では98.63%、0.24ポイントの増となっております。なお、現年度分、滞納繰越分、不納欠損、収入未済等の内訳は、先程の資料1枚目、歳入の収入状況を御参照ください。2款使用料及び手数料は、督促手数料の1,133人分でございます。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国の負担分で、法定負担率は、居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。2項国庫補助金1目調整交付金につきましても介護給付費に係る交付金でございます。2目及び3目は地域支援事業に係る交付金でございます。それぞれの法定負担率は2目25%、3目38.5%となっております。4目保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度より開始されております高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくために活用できる交付金でございます。16、17ページの5目介護保険事業費補助金は介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国2分の1の補助分でございます。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で1目は介護給付費、2目は地域支援事業分で、それぞれ法定負担率27%で交付されております。また、過年度分につきましては前年度の実績により追加交付されたものになります。5款県支出金1項県負担金につきましても、介護給付費に対

する県負担分で法定負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%となります。18、19ページ、2項県補助金は地域支援事業分で、国費と同様に法定負担分1目は12.5%、2目は19.25%の割合で交付されております。6款財産収入1項財産運用収入は介護給付費等準備基金の利子分になります。7款繰入金1項一般会計繰入金は、1目介護給付費、2目、3目は地域支援事業に対する町の法定負担分で1目、2目が12.5%、3目が19.25%の負担率となっております。20、21ページ、4目その他一般会計繰入金は事務費分繰入金。5目は低所得者保険料軽減分繰入金でございます。22、23ページの8款繰入金は平成30年度決算に伴う繰越金確定によるものです。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は16件分になります。2項町預金利子は介護保険特別会計の預金利子分になります。3項雑入1目第三者納付金は交通事故による加害者負担金になります。2目返納金は高額介護サービスに係る返還金5件分になります。3目雑入は西彼福祉事務所から介護認定委託金としてそれぞれ受け入れをしております。

以上が保険事業勘定の歳入でございます。収入済額の総額は30億1,582万3,039円で、前年度比1億3,660万1,180円、4.7%の増となっております。

次に保険事業勘定の歳出について御説明いたします。24、25ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の主なものとしては介護保険システム改修業務委託と介護保険システムリース料になります。前年度比で97万812円、22.6%の増となっております。増額の要因といたしましては平成30年度介護認定システムの制度改正への対応でございます。2項徴収費1目賦課徴収費は前年度比マイナス2万7,365円、1%の減となっております。26、27ページをお開きください。3項1目介護認定審査会費は認定審査会に係る経費で、主なものは認定審査会委員30人分の報酬になります。2目認定調査等費は介護保険専門員及び介護認定調査員の報酬及び主治医意見書作成手数料などが主なものでございます。4項趣旨普及費は、65歳到達者への介護保険制度を理解していただくためのパンフレットや総合事業に係るパンフレットの印刷費になります。28ページ、29ページをお開きください。5項介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償2回分になります。

2款保険給付費23億7,439万362円は、要介護認定者の方が利用された介護サービス費、要支援認定者の方が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、前年度比4,874万3,069円、2.1%の増となっております。その要因といたしましては、主に高齢者の増加に伴いサービスを利用する方が増加したことで、介護給付費が増加したことが考えられます。

次に、28ページから39ページまでが3款地域支援事業費になります。地域支援事業費は1億6,702万5,320円で、前年度比820万8,122円、5.2%の増となっております。28ページから31ページの1項介護予防・生活支援サービス事業費1億814万8,829円は、前年度比1,092万9,568円の増となっております。主な増の要因といたしまして、高齢者の増加に伴い、訪問型や通所型のサービスの利用

が増加したことによります。30ページから31ページの2項一般介護予防事業費1,613万520円は前年度比では110万842円の減となっております。減額の要因といたしましては、お元気クラブのスタッフの人数減等の報酬の減額によります。事業の内容は、お元気クラブの開催や出前講座の開催に伴う報酬、めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント制度事業の委託、いきいきサロン、地域住民グループ支援事業補助などの支出になります。また、具体的な実施内容については例年ほぼ同じ内容で行っております。30ページから39ページの3項包括的支援事業、任意事業費4,274万5,971円は前年度比162万604円の減となっております。減額の主な要因といたしまして、1目地域包括支援センター運営費1,620万123円は育児休暇取得による職員の人件費減によるものです。1目地域包括支援センター運営費1,620万123円は長与町地域包括支援センターに係る職員給や育児休業代替職員に係る報酬が含まれますが、前年度から雇用していた育児代替職員が6月で終了したことによります。

32ページから33ページの2目総合相談事業費1,035万9,792円は、介護保険課窓口配置の介護相談員3名と訪問看護師3名の報酬や、訪問看護師が使用する軽自動車リース料などが主な支出になります。3目権利擁護事業4万20円は、高齢者虐待ケース検討委員会、高齢者虐待防止研修会の開催等の支出が主なものになります。

34ページから35ページの4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費332万4,759円は前年度比248万1,139円の減となっております。要因といたしましては、常勤の主任介護支援専門員の人員減により非常勤での対応となったことによる報酬の減です。5目在宅医療介護連携推進事業費306万2,051円は長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費となっております。前年度比175万5,865円の増となっており、その要因は7月に設置した在宅医療介護相談窓口の専門相談員の報酬となっております。平成30年度は3つの作業部会を設置し、情報共有シートの作成、医療介護職の連携のための研修会、住民周知のための研修会を開催したほか、健康まつりで在宅医療介護コーナーを設置いたしました。6目生活支援体制整備事業費373万4,477円は、地域包括ケアコーディネーターの配置を行い高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するための経費となっております。平成30年度はコーディネーターを新たに1名社協に委託し、2名の配置となったため、その分の増額となっております。また、地域支え合いの推進のため、支え合いながよ推進協議体を2月に設置いたしました。

36ページから37ページの7目認知症総合支援事業費343万639円は、地域包括ケアコーディネーター及び初期集中支援チーム検討委員会の開催のための報酬、7月より新たに開催している認知症カフェ委託料等を支出しております。なお、5月に長崎北病院への委託により設置した認知症初期集中支援チームは実際の稼働はしていませんので、平成30年度の支出は上がっておりません。8目地域ケア会議推進事業費34万925円は専門職による個別事例の検討及び地域のネットワークづくりやケアマネジ

メント支援、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議、また、困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議を開催するための支出になります。9目任意事業費224万7,434円は、前年度比マイナス29万8,584円、59.4%の減となっております。その要因は、地域ケア会議推進事業費に係る経費を8目へ支出科目変更を行ったことによります。主な事業内容としては、家族介護支援事業として介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業として配食サービスに係る委託料、扶助費として家族介護用品支給を行っております。

38、39ページの4款基金積立金は介護給付費等準備基金の利息分の積み立てになります。5款公債費は一時借入金はありませんでしたので不用額となっております。6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は被保険者死亡等による還付金でございます。40、41ページの2目償還金は平成29年度交付額の確定に伴う返還金でございます。以上が保険事業勘定の歳出でございます。支出済額の総額は26億732万5,503円、前年度比3,857万869円、1.5%の増となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして御説明をいたします。42、43ページをお開きください。地域包括支援センターが指定介護予防事業、支援事業として行う要支援ケアプランや介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入につきまして、1款サービス収入1項1目1節介護予防サービス計画費収入2,570万4,455円は前年度比で19万8,255円の増となっております。内訳はケアプラン作成3,057件に対する収入分1,345万3,500円と、介護予防ケアマネジメント作成2,758件に対する収入分1,225万955円でございます。2款1項1目繰越金は平成29年度の決算によるもので、3款諸収入は介護保険特別会計の預金利子でございます。収入済額の総額は3,033万8,393円で、前年度比で801万9,080万9,845円、21%の減となっております。

次に歳出でございます。44、45ページをお開きください。1款事業費1項指定介護予防支援事業費2,347万251円は、前年度比251万2,610円、12%の増となっております。主なものとしては地域包括支援センター8人の報酬やケアプラン923件分の作成委託料でございます。2項介護予防・日常生活支援総合事業274万7,460円は前年度比40万8,050円の増となっており、介護予防ケアマネジメント732件分の作成委託料でございます。46、47ページ、支出済の総額は2,621万7,711円、前年度比マイナス750万6,621円、22.3%の減となっております。48ページ、実質収支に関する調書は御覧のとおりでございます。

49ページ、財産に関する調書、介護給付費等準備基金の決算年度末の現残高ですが、利息分を積み立てております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書ですが、保険事業勘定は2ページから10ページまでになります。2ページ、3ページは、歳入歳出ともに平成30年度予算額と決算額の執行率及び平成29年度決算との増減比率を記載しております。4ページ

は保険給付費の状況。5ページから10ページにつきましては、地域支援事業に係る事業分になります。12ページからが介護サービス事業勘定に係る記載になります。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算に係る説明になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思いますが、保険事業勘定の方からまず行っていききたいと思います。保険事業勘定の歳入の部、1款から5款まで、14ページから18ページまでをまず質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

あとからでもまた全体にわたってお聞きしますので、次に進みたいと思いますが、歳入の6款から9款、18ページから22ページのところで、質疑はありませんか。

それでは歳出も少し分けていききたいと思います。1款から2款、ページ数は24ページから28ページになりますけれども、この中で質疑はありませんか。

それでは次に、3款地域支援事業費、28ページから38ページまで、ちょっとたくさんありますけれども、この中で質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

30、31ページの2項1目の一般介護予防事業。全体的な中で言ったのか分からないけども、お元気クラブの人が1名減、マイナスになったということだったんですけども、何名おってどういう理由で、病気か何か知らんけども、そのまま今の減った体制でずっといくのか、また補充するのか。それと今こういう事業が大事だということでおりますけれども、今後のあり方というか、体制づくりというか、何名おって何名になって、今後どういう形でいくのかという、ちょっとそこのところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

お元気クラブにつきましては、現在町内3か所で週に1回ずつ実施しております。看護師と指導員、主に保育士の免許を持った者を指導員としておりますが、看護師と指導員で3名、会場の人数によってスタッフは3名から4名の雇い上げ、プラス地域のボランティアで運営しております。減になったのが、元々4名体制のスタッフで実施していた場所で1名看護師がちょっと事情により退職して、そちらの方は数も少なかったためにそのまま続行をさせていただいたという状況です。ですから看護師1名が週に1回1年間減となったということで、40万円ほどが減となっている計算となっております。現在のところ会の実施に影響はないと聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあその場所によってA地区は3名、B地区はちょっと多いから4名とか、そういうことで仲間の方でそういう組み合わせをしていってということですか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

人数等によって、人員が足りているかどうかを見ながら配置をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

3款3項9目任意事業費の中で、成果に関する報告書の中にもあると思うんですけど、前年度の決算額が177万円ということに対して、予算が600万ついて、なおかつ今年決算額が224万7,000円ってことになるんですかね。何かその辺の予算が本当は何に使われる予定が見込まれてたのかってところを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

予算額につきましては第7期介護保険事業計画の中で計画をしております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

補足をします。先程、課長が答えたとおりではあるんですが、介護保険特別会計は本当に普通の予算の立て方と違って、7期計画を策定するときに今後のサービスの見込み量と介護保険料の推計から、平成30から32年の地域支援事業費というのは先に算定されておりますので、その金額に基づいた事業計画を立てている状況になります。ですから実際にちょっと使われなかったという金額が発生しております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

先程の37ページの一番下の行、介護保険専門員Ⅱ報酬ってところが14万5,790円と。ここが本当は予算が200万ぐらい見込まれていたということですかね。それに対して15万円以下というところのその辺の差異がどういうことなのかですね。

保険専門員、本当はもっといっぱい雇って、いろんなサービスができたということに当たるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

先程の報酬の部分なんですけども、予算が209万3,000円、支出済額が14万5,790円と不用額が約194万7,000円ということであるんですけども、予算上では成年後見人という部分の報酬、成年後見人がついた場合、国が賃金を決めてるんですけども、その方が実際発生したら成年後見人がつくんですけども、その分がまず無かったということで、この分の1人分と、あと介護専門員Ⅱということで、こちらの方で給付適正化ということで2名を配置する予定でございましたけれども、これにつきましては作業療法士を1名雇用しまして、計画では2名だったんですけど、1名になったもんですから、その分が大きく減額ということで不用額になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

33ページの8節ですね。3目の8節、ここで虐待という言葉が出て、その数字に対して僕はお尋ねするんじゃないくて、この虐待というのが何件ぐらい今度あったのか。それを把握されてるかどうか。お尋ねをしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

虐待については、この3、4年の推移で言いますと5件以内ということで推移しております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この何年かということで、ちょっとびんと来ないんですけど、30年度の決算だから、要はこの1年間でどれくらいあったのかっていうのは把握されてますか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

昨年度、高齢者虐待ということで、ケース検討会をしたのは1事例になっています。記録は残っていますが今記憶しておりませんので、申しわけありませんが、あとでお答えしてよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

虐待の件数ですけれども、30年度分については虐待に該当する部分については1件と、介護保険課の方で施設内で通報があった場合、調査という部分があるんですけども、調査したけれども虐待認定がなかった部分が1か所ありますので、調査については施設について2か所してるんですけども、虐待の件数は1件施設の方で認定したっていう分があります。それと個人につきましては、福祉課が対応しておりますので、それについてはこちらの方が把握しております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

続きまして38ページからの4款基金積立金から最後まで、7款の予備費まで、40ページ、41ページからと、主要な施策に関する報告書の中でこの保険事業勘定の分を質疑がありましたらお願いいたします。歳入歳出にわたって質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の6ページで一般介護予防費がありますけれども、この中で様々な介護予防事業がされていると思うんですけども、全体的にこういう取組をしてきたことで、担当課としてある程度事業の評価と言いますか、効果がどのような状況だっというような、そういう評価というのがもしあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

具体的な数字などの評価はしておりませんが、例えば一般介護予防事業の中のめだか85につきましては開始されて12年ほどになるかと思うんですが、開始当初から参加された方、こちらが「目指せ誰もが活動的な85歳」ということで始まったんですが、昨年100歳になられた方がいらっしゃいました。こちらの事業が介護認定を受けると来られない。元気な自立した高齢者しか来られない場所になっておりますので、参加されている方々は要支援であっても介護認定を受けないように頑張ろうということで参加をされている方々です。また、地域の支え合いにも繋がっていくんですが、住民の通いの場であるいきいきサロンにつきましては、こちらに記載されておりますとおり30年度は19か所でしたが、令和元年度は2か所増えまして21か所になっております。こういったところでデイサービス等に行くかわりに住民同士の通いの場に行くということで、実際にこういった場が広がることで介護保険を使わない、介護予防に繋がっていると確信はしております。それから介護認定者の方も30年度から29年度にかけて、要支援

の方は減っているという現状などは数字に現れたものかと思っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

では、なければ次に介護サービス事業勘定の方に移りたいと思います。まず歳入の部、42ページから43ページについて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

前年度決算額と比べてマイナス21%と結構大きな減額となると思うんですけども、大きな要因はどこにあると思われませんか。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

サービス勘定の減の理由ですけれども、29年度につきましては、剰余金の部分がございましたので、その分を保険勘定に繰り入れという形で余剰分の一部を繰り入れて介護準備基金の方に積み立てておりますので、その分が今回、介護保険勘定の分に繰り出しがなかったということで、こちらの方が大幅に変わっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

なければ歳出の方に移りたいと思います。44ページから47ページまで、それと主要な政策の成果に関する報告書について、介護サービス事業勘定のところで質疑があればお受けします。歳入歳出それから主要な施策の成果に関する報告書全体にわたって質疑をお受けします。質疑はありませんか。配布された資料についても、よろしいですよ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

昨年度から30年度の比較として、かなり要支援1、2が減って、それから介護認定が増える中、要介護5の方もかなり減ってるんですが、理由はどういうことが挙げられますか。亡くなられたり、いろいろしたことよっての減少ということですか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

要支援者が減ったことにつきましては、総合事業が長与町では平成28年10月より開始しております。29年度大体もう総合事業への移行が進みまして、総合事業による効果というふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

西村係長。

○係長（西村淳君）

要介護5の人数が減っている件でございますが、年齢内訳を見て分かるように75歳以上85歳以上の方が減っておりますので、やはり亡くなられた方の数と、新しく認定された数が減っているのではないかと思います。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

先程の説明で若干補足させていただきたいんですけども、支援が減ってる理由なんですけれども、先程参事が言ったように総合事業に移行したということなんですけれども、デイサービスの部分とヘルパーの利用の分が総合事業に移行してるということで、それ以外のサービス、住宅改修とか、そういった部分について支援ということで認定がされておりますので、若干デイサービスとヘルパーを利用される方だけが総合事業に移行してるということで減っているということで御理解をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ヘルパーとデイサービス利用者が総合事業に移行したので、その分の使用者が減ったから、数字に表れてるということですね。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

ヘルパーとデイサービスの利用につきましては、介護認定をせずに総合事業という形に変わりますので、ここで支援1、2ということは介護認定をされている部分になりますので、取り扱いがまた変わっておりますので、単純に減ったという部分ではなくて、審査会をせずに総合事業にスライドしたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

11時25分まで休憩します。

(休憩 11時15分～11時25分)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様おはようございます。それでは議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。予算書の1ページ目をお開き願います。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1,512万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を5億2,549万6,000円とするものでございます。それでは予算に関する説明書にて御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。3款1項1目1節一般会計繰入金1,288万1,000円の増額でございますが、これは平成30年度分の高田南土地区画整理事業の事業費のうち、移転先の選定等に不測の日数を要したため年度内に契約締結に至らなかった補償費につきまして、一旦不用額として予算処理をした上で、再度、今年度予算として予算措置を行うものでございます。次に4款1項1目1節繰越金224万3,000円の増額でございますが、これは前年度の実質収支額の確定によります繰越金の増額分を計上しております。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款1項2目13節委託料1,512万4,000円の増額でございますが、これは先程御説明いたしました歳入予算を財源といたしまして、高田南土地区画整理事業の事業費となる長崎県への委託料として支出するものでございます。補正予算につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

この質疑については、歳入歳出合わせて全体を通して受けたいと思いますので、6、7ページの歳入、それから10、11ページの歳出。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず繰入金が増額と繰越金が増額。県へのお金、増額ですね。最初にどの金額が決まってという順番があるのかなと思うんですけども、それをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今回の補正予算に関するお金の流れとしましては、まず歳入の方が決まりまして、それに従って支出の方の金額を計上するような形になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

それでは平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の決算につきまして、事項別明細書により御説明の方を申し上げます。

まず歳入でございますが、決算書の6、7ページをお開き願います。第1款国庫支出金第1項国庫補助金第1目土木費国庫補助金第1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額1億6,937万1,000円に対しまして、収入済額は1億5,968万3,000円でございます。これは高田南土地区画整理事業に対する国からの補助金となっております。内訳といたしましては備考欄に記載のとおり、活力創出基盤整備総合交付金1億111万1,000円、市街地整備総合交付金4,107万2,000円、地域住宅支援総合交付金1,750万円でございます。また収入未済額といたしまして968万8,000円を計上しておりますが、これは翌年度への繰越事業費となります。次に2款県支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額3,230万1,000円に対しまして、収入済額は3,011万7,000円でございます。これは土地区画整理事業に対する県からの補助金でございます。補助額は国庫補助対象事業費の10%となっております。また収入未済額といたしまして218万4,000円を計上しておりますが、これは翌年度への繰越事業費となります。次に3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては、調定額8億3,060万5,904円に対しまして、収入済額は7億1,112万5,904円でございます。これは主に高田南土地区画

整理事業における町負担分の事業費となっております。また収入未済額といたしまして1億1,948万円を計上しておりますが、これは翌年度への繰越事業費となります。次に4款9繰越金1項1目1節繰越金につきましては、調定額及び収入済額ともに637万5,057円でございます。これは区画整理特別会計における平成29年度の実質収支でございます。繰越金として平成30年度予算に計上したものでございます。次に5款諸収入1項1目1節町預金利子ですが、調定額及び収入済額ともに346円でございます。続きまして、2項1目1節高田南高田南地区保留地処分金は、調定額及び収入済額ともに140万9,580円でございます。これは地区内の付保留地1画地22.92平方メートルの売り払いによる収入でございます。歳入につきましては以上でございます。収入済額合計は9億871万887円で、翌年度への繰越事業費となる収入未済額は1億3,135万2,000円でございます。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款土木費1項1目土地区画整理総務費につきましては経常的経費でございます。次に2目高田南土地区画整理事業費につきましては、9節旅費から12節役務費までが経常的経費でございます。13節委託料につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費といたしまして、長崎県へ支払った委託料でございます。予算額9億7,138万5,000円に対しまして、支出済額は8億2,715万1,904円で、繰越明許費は1億3,135万2,000円となっております。なお、平成30年度に実施した主な工事等の施工箇所につきましては、後程、図面にて御説明いたします。また不用額1,288万1,096円でございますが、こちらは先程の議案第68号特別会計補正予算（第1号）にて御説明いたしましたとおり、昨年度の事業費のうち移転先の選定等により年度内に補償契約締結に至らず未執行となった予算を不用額としたものでございます。続きまして28節繰出金140万9,000円につきましては、歳入で御説明いたしました保留地処分金を一般会計に繰り出すものでございます。次に2款公債費1項1目元金23節償還金、利子及び割引料7,165万6,000円につきましては、区画整理特別会計で借り入れておりますところの地域開発事業債の元金償還金でございます。続きまして2目利子23節償還金、利子及び割引料179万1,704円につきましては、同じく地域開発事業債の利子償還金でございます。歳出については以上でございます。支出済額の合計は9億446万7,814円で、翌年度への繰越明許費は1億3,135万2,000円でございます。

次に14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額9億871万円から歳出総額9億446万7,000円を差し引きまして、実質収支額を424万3,000円とするものでございます。

続きまして、区画整理特別会計に係る主要な施策に関する成果について御説明いたします。5ページをお開き願います。高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料について記載しております。決算額及び財源内訳につきましては、歳出の1款1項2目13節委託料の支出済額とそれに対する財源内訳を記載しております。事業の実績につき

ましては、後程主なものにつきましては図面にて御説明いたしますが、本工事費6件、5億5,563万円。補償費15件、1億3,385万2,000円。測量試験費17件、1億2,305万4,000円。その他4件、1,461万6,000円となっており、平成30年度末の事業進捗率といたしましては、道路築造54.1%、宅地造成56.9%となっております。平成30年度決算につきましての説明は以上でございます。それでは、平成30年度の主な工事等の施工箇所につきまして担当より御説明申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

それでは平成30年度の主な工事等事業の施工箇所について御説明を申し上げます。こちらの図面を御覧ください。高田南土地区画整理事業の平面図になります。図面の位置関係といたしましては、図面の上方向を北としております。薄くてちょっと見にくいんですけども、おおむねこの辺りが高田小学校。この辺りが高田越の交差点。この付近がJRの道ノ尾駅。この付近は高田越トンネルが通っておりまして、トンネルを抜けて高田中学校がこの付近になります。こちらが浦上水源池側ですね。このような位置関係の図面となっております。まず平成30年度に実施した工事でございますが、まず1件目はこちら高田越中央線道路改築工事でございます。こちらの工事につきましては、現在、高田越トンネルを越えまして高田中学校側に抜ける道路になるんですが、高田中学校の手前付近で道路は今、仮設で切り回しを行っている場所になりますが、その切り回しの仮設道路に並行してここを造成をしていく本設の道路。その築造のために一部地盤を掘削して道路高さを切り下げている工事になります。また併せて高田越トンネル上付近に墓地があるんですけども、墓地付近の区画道路等の一部造成を行っております。こちらは平成29年度からの繰越工事になります。続きまして、こちら三千隠線道路改築工事（土工）及び三千隠線ほか道路改築工事（土工）でございますが、こちらにつきましては地区内の今後造成していく団地内の主要な幹線道の1つであります都市計画道路三千隠線、こちらを築造するため地山の一部を掘削していく工事になります。こちらにつきましては平成29年度からの繰越工事。こちらは平成30年度中に発注し完了した工事。段階的に進めておりますので2か所同じような工事が出ておりますが、そのような工事となっております。続いて、こちらちょっと広く着色をしておりますけれども、こちらが南東部宅地整地工事（補強盛土）ということで、この付近。この平面図ではちょっと分かりにくい部分があるんですけども、この付近の宅地につきましては、浦上水源池側の宅地と上の道の尾公園側宅地では、ちょっと宅地の高さに高低差がございまして、この部分に切り土、盛土、また擁壁等を築造する工事となっております。こちらの方は平成29年度からの繰越工事となっております。続きまして、2か所隣接しているんですけども、70街区ほか宅地造成工事及び77街区宅地造成工事でございます。こちらにつきましては便宜的に70街区、77街区と街区番号を振っておりますが、地

権者の皆様へ土地をお返しす宅地造成工事となっております。こちらにつきましては今年度への繰越工事となっております。続いて補償関係でございますが、まず建物移転補償としまして、こちら側の地区界沿い、道の尾団地付近になるんですけれども、こちらに一部残ってありました個人の方のお住まいについて建物の移転補償というのを行っております。29年度からの繰り越しで移転を完了しております。続いてこちら高田中学校付近になりますが、この辺りは事業者の事務所と倉庫等で利用していた建物があるんですけれども、こちらの方の移転補償のお願いをしております。続きまして、こちら道の尾温泉付近になるんですけれども、こちらにつきましても個人の方の宅地の移転補償を行っております。こちらは今年度への繰り越しになりますが、移転補償をお願いしているところでございます。以上簡単ではございますけれども、平成30年度の主な事業実施箇所について御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりましたが、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

今、提案理由説明まで終わっているんですけれども、質疑については13時から行いたいと思いますので、13時まで休憩します。

（休憩 11時57分～13時00分）

○委員長（中村美穂委員）

皆さんお疲れさまです。休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中に議案第74号について提案理由の説明が完了したので、これから質疑を行います。質疑については、まず歳入からまいりたいと思いますので、説明書の6ページから9ページまでになると思いますけれども、歳入について質疑はございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

予算のときに委員会が違って、審査をしてなくて理解不足でお伺いをするんですが、国、県辺りの補助金の収入未済の部分で、午前中の説明では翌年度繰越の事業費に充てるということだったと思うんですが、当初の段階では工事をやる見込みでされてたんじやないかなと思うんですが、その関係はどういうふうになるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

今御指摘をいただきましたとおり、当初予算では当然その年度にいただく国の補助金なり、県の補助金というのの予算を計上させていただいております。また、それぞれいただいた予算を実際に工事ですとか、補償ということで執行をさせていただく中で、先

程ちょっと午前中も主な工事等の実施箇所の説明でも申し上げましたとおり、どうしても繰り越し等というのは年度途中様々な要因で出てくる場所ではございますので、年度内に完了しなかったものについては翌年度への繰り越しと。それに伴って財源となる国庫補助金や県補助金も翌年度へ繰り越して事業が竣工したあとに請求していただくという形になりますので、年度内に終了しなかった翌年度に繰り越す分については、その財源の国、県補助金についても翌年度へ繰り越すってというような形になります。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

仕組みとしては理解をいたしました。当初予算の中で事業を計画してた部分があるいろいろな事情でできなかった分を当然、繰り越しということになるかと思うんですが、いろいろな要因があるかと思うんですが、主に例えばどういったことで進まなかった、計画どおりいかなかった、その要因というのは幾つかで結構ですので、よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

繰り越しの主な要因といたしましては、おっしゃられるとおりのいろいろな原因があるんですけども、例えば補償関係で言いますと、高田南では主にその工事をするために支障になる建物、お住まいを移転していただくってような補償を行うんですけども、そうした中で、当然前もって地権者とは協議を行うんですけども、例えば移転する先の選定にやはりどうしても時間が掛かってしまって、不測の日数を生じてしまった場合ってというのは、一般的に繰り越しというようなことが起こることが間々あります。あと工事等につきましては、例えば工事を施工する上でどうしても騒音ですとか、振動というような近隣の皆様との調整を図ることに予想以上の時間を要すですとか、また工事を発注して実際に現場に入った段階で、例えばその現場の地盤、よく高田南の長期化の中でも語られるんですけども、地盤が硬くて掘削するのに時間と労力等が掛かってきたとか、そういったところが主な原因かなと思っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。では次に、歳出と併せまして主要な施策の成果に関する報告書、ここまで一緒に質疑を受けたいと思います。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

5 ページの一番下に進捗率が書いてありますけれども、30年度末が54.1%と56.9%、29年度末を聞けば1年間の進捗率が出てくるけれども、29年度末では幾らだったんでしょうか、それぞれ。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

29年度末の進捗率についてお答えします。平成29年度末で道路築造につきましては53.6%、宅地造成につきましては56.9%となっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

同じ事業進捗率のところなんですけども、宅地造成の進捗率は29年度と30年度ともう進捗してないということになるんですけども、実際はそんなことはなくて工事自体は泥を取ったりとかはしてて、ただ宅地として出せてないっていうだけだと思うんですよ。計算の仕方がどういう式なのかっていうのをお教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

宅地造成率の考え方につきましては委員が御指摘いただきましたとおり、例えば前年度から今年度については進捗率は変わっておりませんが、当然おっしゃられるとおり現場の工事というのは進んでいます。ただ、ここで私たちの方で造成が完了したってカウントをするのは、実際に宅地として仕上がり地権者にお返しをする。そこまで行った面積というのを積み上げていっておりますので、そこまでに至らない、土工事で止まった分とか、そうした分というのはまだ宅地が完成しない、まだお返しできてないということで進捗率の方には反映をしております。そういう状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の進捗率を見ると、あと47%ぐらいは何かほとんどまだ終わってないという状況で、実際あと5年、10年でちゃんと終わるのかなのか。そしてPFIによって県に今年度中に委託の契約をされるんですかね、その辺りをちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

御指摘受けました残りの進捗の具合ですね、4割程度、まだ5割弱残っているんじゃないかという点につきましては、おっしゃられるとおり今後、県へ委託しているこの事業はPFI法に準じて一括して5か年程度を掛けて一気に進めていくことで進めておりますので、その中で残りの50%弱については終わらせていくということで考えております。その事務の進み具合につきましても御指摘いただきましたとおり、今年度内

にこの事業を請け負っていただく民間事業者を決めていくということで、スケジュールは従前より申し上げているとおりで進めているところでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、今年度中にPFIで事業者との契約しつつ、そしてそのところにちょっとこう区切りがつくっていか、あれなんでしょうけど、今現在、県の委託の例えば11ページ、8億2,715万1,904円というのは、これはあくまで道路をどこら辺をされたのか。

○委員長（中村美穂委員）

ちょっと待ってください。今回決算ですので関連はしていると思うんですけど、今年度がどうなのか、こうなのかっていうのは今回の決算について質疑としてはそぐわないという点と、先程の進捗については図面にて説明を午前中されてますので、そこで分からないところがあったということであれば答弁いただくこととなりますけど、もう1回説明をお聞きになられたいところがあるということ、道路とか、よろしいんですか。

山口主査。

○主査（山口和樹君）

県への委託についてなんですけれども、この決算に係る分については先程委員長からも話がありましたとおり、実際にやった工事補償についてはこういった形ですね。なので、この委託料が具体的に道路とか宅地ごとと言うよりも区画整理事業は長崎県に丸々この事業を委託してる形になりますので、道路はもちろん、宅地造成とか、補償とか、そういうところもひっくるめて県に実施していただいている事業について町が委託料を払うってということになりますので、仕組みとしてはそういう仕組みでございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田南の工事のことでお伺いしたいんですけれども、先程の御説明で岩盤ですね、岩があるということじゃないかなと思うんですけれども、その関係で騒音とか振動、岩を砕いたりということで振動が出たりということかと思うんですが、何らかのその騒音なり、振動なりを減少するような対策っていうのは何か考えられてるのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。まず工事で騒音とか、振動の対策につきましては、まず騒音につきましては、防音のシートを、よく少し高めにシートをかけて音の反射を防ぐようなシートを設置したり、また工法につきましても静的破碎とか、そういった周りに震度与えない

ような工法を選定して整備をして実施しているところでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その岩盤が比較的多い場所のことなんですが、これは三千隠線の辺り、その周辺にやはり岩が多いという状況なのか。大体どの辺りがそういう懸念するといえますか、そういう状況にあるのか、よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口主査。

○主査（山口和樹君）

特にこの最近施工をしている工事につきましては、現在、施工をしているこの浦上水源池付近ですね、特にこの付近につきましては、特に岩が多いということで聞いてます。今後はこの水源池付近から高田中学校付近まで広い範囲を工事をしていくんですが、ある程度標高が高くなってきた所については、今度は土、土砂の方が比較的多くなってくるとはならないかということで、県の方から話を伺っておりますけれども、この水源池沿い、比較的こちら南側につきましては、かなり硬い岩が出ていて、近年はなかなか工事が進捗できない、どうしてもちょっと遅れてしまうということの要因で、これまでも説明させていただいた経緯もございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

平成30年度の土地区画整理事業決算の認定について反対の立場で討論をいたします。この決算は主に高田南の土地区画整理事業の進捗を図るための特別会計決算であります。地元長崎新聞にも特集記事が組まれたわけでありまして、そこに記載されておりましたとおり当初の計画から事業期間、そして事業費も大幅に増加をしております。これを早期に解決すべく一括発注に切り替える計画変更が今、この決算でも計画がなされていたわけでありまして、早期完成を目指すこと自体を否定するものではありませんけれども、変更計画の中身を見ると、それでも決して安心できるものではございません。これまでも様々な町の事業で国の補助が突然突如減額されるということもありましたし、この事業に間違いなく予定どおりの交付が今後ともなされていくのかという問題、さらには先程話が出ておりましたけれども、想定外の岩盤が工事を難しくしているという状況で計画どおりに対処ができるのかという、様々な先行きについての不安材料は解消

されるに至っておりません。最近になってこの事業は計画を変更したわけでありましてけれども、少なくとも20年ぐらい前からこの事業計画は早期に見直しをして検討が必要だということを繰り返し求めてまいりました。しかし、計画を変更することなく進めたために多くの町税をつぎ込む結果となりました。長年計画を続けることに警鐘を鳴らしてきたことを顧みられなかった。そして、ようやく計画を変更したものの一括発注を行うことによって不安が解消されるには至っていないということを考えますと、賛成できる状況にはございませんので、本決算認定に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

13時35分まで休憩いたします。

（休憩 13時19分～13時36分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆さんこんにちは。それでは水道局所管水道課の議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、水道課長以下、関係職員より御説明しますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

皆さんこんにちは。それでは御説明を申し上げます。決算書の1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきまして予算額7億9,853万2,000円に対し決算額は8億278万9,525円となり、予算額に比べ決算額の増減が425万7,525円の増となっております。これは営業収益のうち給水収益の増が主なものでございます。支出におきましては、下段になりますが、予算額7億3,770万3,0

00円に対し決算額は6億9,690万5,198円となり、不用額が4,079万7,802円となっております。これは人件費の減額が主なものでございます。

続きまして3、4ページをお開きください。こちらは資本的収入及び支出となりますが、まず収入におきましては、予算額2億4,586万円に対して決算額が2億3,712万3,000円となり、予算額に比べ決算額の増減が873万7,000円の減となっております。これは負担金の減によるものでございます。続きまして支出におきましては、予算額5億9,477万9,000円に対し決算額は5億8,128万5,480円となり、1,349万3,516円の不用額となっております。これは建設改良費の減が主な理由となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する3億4,416万2,484円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,451万1,360円、当年度分損益勘定留保資金1億5,700万7,592円、減債積立金8,550万7,207円、建設改良積立金6,713万6,325円で補填いたしております。棚卸資産購入限度額の執行額は417万1,027円でございます。

続きまして5ページをお開きください。ここに計上しております損益計算書は税抜き計算となっております。中段ちょっとになりますが、営業収支におきましては1,655万101円の営業利益となっております。営業外収益におきましては6,850万6,561円の利益となっております。その結果、経常収益収支におきましては8,505万6,662円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては1,367万6,229円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は7,138万433円でございます。これにその他の未処分利益剰余金変動額1億5,264万3,532円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億2,402万3,965円でございます。

続きまして6ページを飛ばしていただいて、7ページをお開きください。ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金2億2,402万3,965円につきまして、7ページの下段に剰余金処分計算書（案）を記載しておりますが、未処分利益剰余金処分額として資本金の組入れ、中段やや下にありますが、組入れに1億5,264万3,532円、減債積立金2段上ですね、減債積立金に1,000万、真ん中になりますが、建設改良積立金に6,138万433円を積み立てる予定でございまして、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものでございます。7ページから6ページにお戻りください。

6ページはキャッシュフロー計算書になりますが、キャッシュフロー計算書におきまして下から3番目の数字になりますが、当年度資金減少額が1億1,737万5,099円となり、当年度資金期末残高は3億992万201円となっております。

続きまして7、8ページをお開きください。剰余金計算書になりますが、前年度末残高、左側の上にあります、前年度末残高欄は29年度末残高でございます。前年度処分額欄は29年度未処分利益剰余金3億8,189万7,344円のうち剰余金処分として、減債積立金に1億2,166万6,461円を積み立てた金額であり、処分後の残高欄は剰余金処分後の29年度末でございます。表の下段の方になりますが、当年度変動

額は30年度において補てん財源として積立金を取り崩した額及び当年度純利益でございまして、当年度末残高欄は30年度末残高でございます。

続きまして9、10ページをお開きください。こちらは貸借対照表を記載しております。まず左側の資産の部でございますが、固定資産は有形無形固定資産合計で真ん中の中段の数字になりますが58億8,507万2,448円。流動資産は現金、預金、未収金、貯蔵品、前払費用で3億3,752万6,819円。資産合計が62億2,259万9,267円となっております。

続きまして、10ページの負債の部でございますが、固定負債は企業債、引当金で8億9,148万4,552円。流動負債は企業債、未払金、引当金、その他流動負債合計で8,929万3,858円。繰延収益は長期前受金で17億8,171万2,707円。これらを合わせて負債合計が27億6,249万1,117円となっております。続きまして資本の部でございますが、資本金は29億565万6,544円。剰余金は資本剰余金、利益剰余金、合計で5億5,445万1,606円。これらを合わせまして資本合計が34億6,010万8,150円となっております。負債資本の合計は62億2,259万9,267円となり、9ページの資産の合計と一致をしております。

続きまして決算附属書類について御説明申し上げます。12、13ページをお開きください。事業報告でございますが、1概況につきまして(1)に総括事項を記載しております。続いての議会議決事項は水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例以下4件でございます。続きまして(3)職員に関する事項につきまして、水道課職員は局長を含め12名でございます。これに再任用短期の方がお2人いらっしゃいます。

続いて13ページに行きまして、その他の重要事項でございますが、他会計負担金の用途の特定として一般会計から消火栓維持管理費181万5,000円。こちらは全額職員の給与費に充当いたしました。次に2工事、改良工事の概況でございますが、主な工事23件を記載しております。工事に関しては14ページに続いております。

続きまして15ページになります。お開きください。3業務(1)業務量、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項につきまして、29年度決算の比較で記載をしております。金額につきましては税抜きでございます。続いて4、重要契約の要旨では、先程の工事の概況の主なものとしまして5件を記載しております。

続きまして、16ページから18ページの御説明をいたします。こちらはまず収益費用明細書を記載しております。金額は税抜でございます。それでは順番に御説明いたします。まず水道事業収益、営業収益、上水道給水収益、水道料金6億3,177万7,737円。給水人口は3万7,519人、給水戸数は1万5,606戸でございます。続いて、自由ヶ丘団地簡易水道料金344万7,560円。こちらの給水人口は243名の給水戸数が107戸でございます。道の尾温泉団地簡易水道料金292万5,152円。こちらは給水人口215人、給水戸数94戸でございます。続きまして受託工事収益、メーター器取付工事費106万円。件数106件でございます。その他営業収益2,5

83万2,705円は、まず上から工事許可手数料は220件の103万1,000円。竣工検査手数料は221件で122万1,000円。他会計負担金は消火栓維持管理費363基分で181万5,000円。負担金1,286万5,705円。こちら内訳としまして水道メーター検針手数料。長崎市の下水道課より81万180円、4,501件。水道局長の人件費に係る負担金として水道局下水道課より520万3,995円。検針業務負担金として下水道課より685万1,530円となっております。続いて加入金131件の685万円。分岐料38件の200万円。指定給水装置工事業者指定申請手数料5件の5万円でございます。続きまして営業外収益7,729万3,350円、内訳といたしまして受取利息及び配当金、預金利息が1万2,613円。長期前受金戻入といたしまして7,565万2,125円、県支出金といたしまして7万9,000円、雑収益といたしまして154万9,612円でございます。続いて特別利益、過年度損益修正益3万15円の3件となっております。内訳として、平成29年度の雇用保険料の戻入が1件と無届使用の方2人分2件でございます。続きまして水道事業費用、営業費用6億4,849万3,053円。原水及び浄水費2億5,156万7,049円、主なものといたしまして給料手当法定福利費の1,448万7,911円、浄水係2名の人件費でございます。やや真ん中に行きまして、委託料1億3,430万4,015円。内訳といたしまして浄水場運転管理業務委託1億200万円、水質検査業務委託762万8,500円、地下水用水調査業務委託337万9,000円等でございます。続いて修繕費1,102万3,330円、こちらポンプ制御盤修理代等でございます。動力費7,107万1,972円、浄水場配水池ポンプ室等の電気料金でございます。薬品費705万4,180円、内訳といたしましてポリ塩化アルミニウム凝集剤や次亜塩素酸ナトリウムの原料となる原塩それと試薬等の経費となっております。続いて、中段やや下の配水及び給水費8,916万4,257円。主なものといたしまして、まず給料、手当、法定福利費の1,065万6,907円、工務係2名分の人件費でございます。真ん中辺りに行きまして委託料2,699万6,569円。内訳といたしまして漏水調査業務委託の1,281万1,069円、水道メーター取付委託料の545万700円等でございます。続いて下、修繕費になります4,406万2,562円。内訳といたしまして配水管漏水修理の4,129万5,412円、188件。メーター器の再生費276万7,150円、2,126戸分でございます。続きまして18ページ、総係費7,245万4,498円。主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費3,970万6,706円。これは局長、課長、業務係6名分の人件費でございます。続いて、また真ん中辺りになりますが、委託料1,670万3,694円。内訳といたしまして検針委託料1,351万9,590円、こちらは件数にいたしますと20万4,809件分でございます。水道料金下水道使用料システム保守補修業務委託55万5,930円、上下水道企業会計システム保守委託35万3,400円等でございます。続いて減価償却費2億1,454万5,766円。そのうち有形固定資産減価償却費が2億1,080万7,231円、無形固定資産減

償却費が373万8,535円でございます。資産減耗費1,856万3,951円、固定資産除却費として1,811万3,951円、固定資産除却費（支出有）分、第2配水池の電柱撤去工事分として45万円でございます。続きまして営業外費用、支払い利息、企業債利息847万361円。内訳といたしまして財政融資資金、旧大蔵省資金運用資金の511万2,737円、2件。地方公共団体金融機構資金、旧公営企業金融公庫資金の131万5,735円の1件。それと三菱信用組合204万1,889円の2件分でございます。続きまして退職給付費、こちらは1,366万円となっております。過年度修正損として漏水減免によるものでございますが4万6,244円でございます。

続きまして19ページをお開きください。こちらは資本的収入及び支出明細書を記載しております。金額はこちらも消費税抜でございます。資本的収入でまず2億3,622万5,000円、企業債2億2,500万円、工事負担金が192万5,000円、分岐工事負担金が930万円、こちら59戸分でございます。続いて資本的支出5億4,587万6,124円、建設改良費が4億6,036万8,917円、内訳といたしまして、まず事務費になりますが1,410万527円。こちらは職員2名分の事務費でございます。改良費といたしまして4億4,250万6,000円。主なものといたしまして委託料2,408万5,000円。内訳といたしまして本川内4号ボーリング調査業務委託1,299万3,000円、企業会計システム導入業務委託550万円等でございます。工事請負費こちらは3億6,280万7,000円。主なものといたしまして本川内導水管及び企業団連絡管等布設工事の3,779万3,000円等でございます。固定資産購入費は21万50円、102戸分の量水器購入となっております。土地購入費355万2,340円でございます。こちらは平木場中継槽と平木場配水池の築造予定地の購入費用と本川内の4号ボーリングの施設の築造予定地の購入費用となっております。続いて企業債償還金8,550万7,207円。こちら7件となっております。内訳は旧大蔵省資金運用部資金の5,845万2,202円の3件分、地方公共団体金融機構資金705万5,005円の3件分、長崎三菱信用組合2,000万の1件分でございます。

20、21ページをお開きください。固定資産明細書を記載しております。有形固定資産として土地建物構築物で30年度末償却未済高は58億606万9,903円でございます。表の2つ目になりますが無形固定資産につきましてはダム使用权及び電話加入権で30年度末現在高は7,900万2,545円でございます。続きまして、22、23ページをお開きください。企業債明細書でございますが、30年度末における未償還残高は8億6,007万2,358円となっております。以上が30年度長与町水道事業決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、工事概要につきまして図面を持ちまして工務係長より説明を申し上げますが、図面をお配りさせていただいて、委員会終了後回収をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

それでは決算書15ページの重要契約の要旨に記載しております工事の概要につきまして配布しております図面の方で説明させていただきます。それでは図面の方で着色しております5つの箇所について御説明申し上げます。図面左側中央付近を御覧ください。番号1番から説明いたします。丸尾団地内路面復旧工事について説明いたします。工事概要は平成29年度に施工いたしました配水管布設替工事の路面復旧を行ったものでございます。舗装面積は8,310平方メートルの復旧を行っております。続きまして番号2番、本川内導水管及び企業団連絡管等布設工事でございます。工事概要は本川内導水管及び企業団連絡管の布設に並行いたしまして、配水管の布設替を行ったものでございます。導水管口径150ミリ、延長576.1メートル、連絡管口径150ミリ、延長480.2メートル、配水管口径75ミリ、延長283.3メートルの整備を行っております。続きまして、番号の3番から5番までに関しましては、本川内の事業に関連いたしますので、まとめて御説明申し上げます。番号3番から順に本川内接合井築造工事（土木）、本川内ポンプ所築造工事（土木）及び本川内ポンプ所ほか電気計装設備工事につきまして、工事概要は広域水道解散に伴う不足水量を余力のある本川内水源から補てんするために施設整備を行っているものです。内容は接合井容量60立方メートル、ポンプ所容量49立方メートル及び電気計装設備の整備を行っております。

以上、重要契約の要旨についての説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

以上提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑については、ページ数を追ってお受けしたいと思っております。まず1ページから4ページまでについて質疑を受けたいと思っておりますが、何か質疑はございませんか。進行上、先程の決算のときと同じように、また1度流れてからまた全体を通して質疑を受けますので、次に進めさせていただきたいと思っております。では続きまして、5ページから6ページのところで、質疑はございませんか。無いようでしたら次の7ページから8ページ、次に9ページから11ページまで。次に、決算附属書類の12ページから15ページまで。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

12ページの長与町水道事業報告書の冒頭のところに営業利益が前年度比で73.9%減ということが書いてあったり、それから会計監査の水道事業会計のところでも純利益が減少して、前年度比で41.3%の減益というふうな説明がなされております。詳しいこの帳簿の見方もよく分からないんですけども、こういう状況で会計監査の方から利益の落ち込みの要因を分析する必要があるというふうに書かれてるんですが、今現状、水道課として、この辺りの要因というのは、やはり突き止めるっていうのは難しいものなのか、あらかた分かってるのかとか、その辺りの状況が分かれば教えていただ

きたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

30年度の純利益がかなり落ちているわけですが、その原因といたしまして12ページの1行目のところに営業収支において1,655万101円の営業利益となっていると書かれております。これが前年比と見ると73.9%減と。この数字が影響してくるのは水道事業収益、水道事業費用、その辺りが影響してくるわけですが、水道事業収益、水道料金に関しましては、ずっと横ばい、やや減という状態を推移しております。その反面、水道事業費用の営業費用の方は今年度費用が掛かっておりまして、その差し引きによって営業利益という数字が出てまいりますので、端的に申し上げますと、営業費用が増加したためという理由になります。この傾向は水道料金については、これから先伸びていく要素というのが今から高田南とかございますけども、節水型の家電製品とかの影響で余り伸びていく見込みがないと。その反面、営業費用はこのまま推移していくとある程度は推測できますので、営業利益につきましては30年度で言えば前年度比で73.9%減になった。この傾向が続いていくのではないかと見込んでおります。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

もう1点お伺いしたいのが15ページの業務のところの有収率についてです。平成30年度は89.3%ということでありましたけれども、この考え方なんです、これは要するに町として理論上、給水した量から考えた、これだけの料金入ってくるだろうと見込んでたけれども、実際に水道料として得たものを想定よりもちょっと低かったという考え方なんでしょうか。ちょっとその辺の制度の説明からお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

有収率につきましては去年の数字よりも落ちているわけですが、90%前後をキープをしていきたいというふうな考えでずっときておりまして、平成27年までは90%台をキープをしておりました。一旦28年度で89%台に落ちまして、29年度、再度90%台に戻り、30年度また再び89%台に落ちたといった今現状となっております。作った水を無駄にしないために漏水調査というのを力を入れているわけですが、どうしても高度経済成長期に埋設した配水管からの漏水っていうのが、漏水修理で若干追つかなかったのかなというところで、今年度また80%台に落ちたのではないかと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

だいたい分かったんですけども、この有収率の数字っていうのは、例えば本町みたいに高度経済成長期にずっと宅地が張りついたような類似団体といますか、そういう自治体等々と比較して、似たような自治体と比較して、本町というのはどういう状況なのか、多い少ない等々そういう比較はされたことがありますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

お答えいたします。手元に正式な資料はございませんけれども、有収率の90%というのは全国的に見てかなり良いものと理解をしております。県内の他自治体に比較しても、もう悪い所はもう70%とか、あまり大きな声では言えませんが、そういった所もございまして。そういった中で90%をキープするっていうのは、全国的に見ても良い数字ではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の説明に関連してなんですけど、水道事業収益はあまり上がらないのに営業費用が掛かると。増加すると。今から水道管に対してはどんどん老朽化して、新たに新設していく必要があると思うんですけど、その分どんどんこれからその工事費用が掛かるのに対して、やっぱりかなり営業費用が掛かってくると思うんですね。その辺りもう少し詳しく教えていただきたいのと、そして新しく新設するに当たって固定資産額が増えるのか、新しく老朽化を新設するに当たって固定資産というか、減価償却が減るのか、増えるのか、どちらかその辺りちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

それではまず営業利益というか、そちらの方からお答えをいたします。営業利益というのは、この決算書関係でいきますと16、17と18ページに係る水道事業収益から水道事業費用、こちらの主たる営業活動から生じるものでございます。この主たる営業活動から生じる差し引きによって利益が上下するといった形になっておりまして、今回、営業費用が若干増えたと先程申し上げたのは、浄水場の警備の管理委託の経費が3,400万ほど29年度と比べて増えた。それがもろに影響を、ほかの諸々もマイナスプラスあるんですけども、数字だけを見ていくとその浄水場の管理委託。その増加が今回の営業利益の減に繋がったというふうに考えております。次に、これから水道の配

水管施設の更新に係る費用。これから当然、これは全国的な話になります。どこの水道事業者も老朽化した施設、配管に多額の資金が必要ではないかと思えます。そういったときに工事をするわけですが、そういったら当然、固定資産は増えていくといった形になります。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

続けて16ページから18ページのところまでの間で質疑はありませんか。19ページから最後23ページまでの間で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

15ページの重要契約の要旨ですね、この中で図面を説明いただいた中で重要契約ナンバー2。本川内導水管及び企業団連絡管等布設工事ということで、何年ぐらい前ですかね、4、5年前だったかな、本明川ダムの計画がもう長与町も離脱するというので、今まで布設した管をどうするんだって話になったときに、水の流れを逆に流すようにして有効活用ができないだろうかということを検討したという話を何となく覚えてるんですが、それがここの部分になるのかということと、それはやはり想定どおりにうまくいくのか、計画どおり進むというふうに考えていいものか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

お答えいたします。委員おっしゃっているとおり南部広域企業団から長与町が帰属受けました鑄鉄管、送水管ですね。口径300ミリ、延長が2,538.2メートル。この帰属された管のうち2,289.5メートルを有効活用いたしまして、この重要契約の要旨で示しております2番の企業団連絡管という150ミリの管を新たに布設、接続しまして有効利用を可能といたしております。そのほか図面の中でちょうど真ん中ぐらいになります広域水道企業団管接続工事っていうのを示しております。この工事において接続工というものが3か所ございまして、既存の長与町の元々ありました管と企業団の管を接続いたしまして有効活用をいたしております。計画どおり、ことは進みまして現在相互送水可能ということで利用をしているところでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○議員（松林敏議員）

15ページの重要契約の要旨で丸尾団地内の路面復旧工事っていうのは、水道工事とは関係ない工事かなと単純に思ったんですけども、それはどうかっていうのと、あと先程の有収率なんですけども、配水管を結構入れ替えている中でもまだ下がっている。まだパーセントが下がっていくっていうのは、新たな漏水箇所が増えているものと認識す

るのか、ただ事故があつてからというものなのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

それではまず重要契約の丸尾団地内路面復旧工事につきまして御説明をいたします。こちら水道管を布設したあとにどうしても路面が仮舗装という状態になります。それを復旧した工事ということで、一見この文字だけ見ると水道の配水管とは関係なさそうではございますけれども、布設工事に伴って路面を復旧した工事という形になります。それと有収率の方でございますけれども、私共も正直申し上げますと今年度、有収率は何故下がったんだというふうな気持ちではおるところでございます。漏水の修理を気掛けて行いながらどうしてもそれ以上に新たな漏水やあるいは規模が大きい漏水とかいうのがあって、このような結果になったと思っております。できる限り、先程90%という数字が出ましたけれども、90%台に回復するようにこれからも漏水の修理につきましては重点的にやっていくつもりでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今後の水道事業のより良い制度っていうか、良い水っていうか、それをするために、親和銀行の所を何かするというところで、僕は聞いたときにはっきり出たわけですけども、今後そういうのがどういう方向に向かって、これからなっていくのか、どういう形であそこを整備して水道事業に向かっていくのか、ちょっとそこんところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

旧親和銀行長与支店の跡地は第1浄水場が老朽化をしたということで、あそこはあと浸水にも若干心配なところがございまして第1浄水場を更新すると。今ある第1浄水場、現在ある箇所は嵩上げをしながら、親和銀行跡地には浄水池、事務棟を造る予定としております。そういった経緯で親和銀行の跡地を今年度購入を予定しておるわけでございますけれども、そういった浄水場の更新というのを描きながら、あと水道法の改正が10月1日から実際に施行されるわけでございますけれども、水道法改正の趣旨の中に水道事業の経営基盤の強化というのが大きな柱としてございます。そういった中で一時期クローズアップされたのが官民連携。これがかなりクローズアップされて水道が民営化されるのかとかいう話がかかなり取りざたされましたけれども、もう1つ実は日本全国見回せば経営基盤が脆弱な水道事業体というのはたくさんございまして、そういった水道事業体が協力して連携をして、例えばの話、ここの施設を一緒に使いましょうとか、ここの

施設を一緒に造りましょう、そういった形で広域連携を図りなさいっていうのが今度の水道法改正の趣旨でもございます。ですので今後私たちもこのままいいものか、あるいは近隣の市、町と協力しながら行って良い結果が得られるのかっていうのを両方いろいろ天秤にかけながら進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そういうことであれば、長崎、時津を含めて出てくると思いますよ、こういうのがね。そういうのは共同的にそういうのを話し合いながらやっていこうとしてるのか、自分たちだけで各々だけでそういうのをやってるのか、何かそういうのを連絡体制、協議会か何かしながらやっていこうとしてるのか、どうなんですか。

○委員長（中村美穂委員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

水道課におきましても1市2町の協議会を作って、長崎市と時津と長与ということで協議会を以前から作って、そういう運営上の悩みとか、県からの方針ということで広域についても協議の打診かれこれはあってるので、そこら辺をどう進むかということで、各市町悩み事は大体一緒ですので、町だけの考えという形じゃなくて一応協議会の中でそういう話も出てきていると。ただこれがそういう形で実になるかどうかはまだはっきりはしてませんが、そういう形の話は協議を行っているということで御理解ください。

○委員長（中村美穂委員）

それでは全体にわたっての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案に対しては、水道事業剰余金の処分と決算認定について分けて討論と議決を行いますので、よろしくお願いいたします。

これから、議案第75号のうち剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号のうち剰余金の処分について採決します。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号のうち決算認定について採決します。

本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

3時まで休憩いたします。

(休憩 14時43分～15時00分)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

それでは、水道局所管下水道課の議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、下水道課長以下、関係職員により御説明しますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

皆様お疲れさまです。それでは、平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきますと、目次とその下に消費税の取り扱いにつきまして記載をいたしております。1、2ページをお開きください。決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入におきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計10億2,906万3,000円に対し、決算額は10億2,862万8,828円となっており、収益全体では43万4,172円の減収となっております。これは第1項営業収益におきまして、予算編成時の排水戸数見込みより排水戸数が減少したことなどにより440万977円の減収となり、第2項営業外収益におきましては、追加償却資産の長期前受金戻入を行ったことなどにより396万2,820円の増収となったことが主な理由でございます。

続きまして支出におきましては第1款下水道事業費の予算額合計9億9,963万8,000円に対し、決算額が9億2,044万4,607円となり、不用額が7,919万3,393円となっております。これは管渠費、処理場費に計上しております下水道施

設維持管理業務の委託料が落札減により不用額が発生したことが主な理由でございます。第1項の営業費用につきましては管渠費、処理場費、総係費などに要する費用でございます。第2項の営業外費用につきましては企業債支払利息などに要する費用でございます。第3項の特別損失につきましては退職給付費などによる費用でございます。以上の収益的収入及び支出の内訳につきましては、附属資料の16、17ページに税抜額で記載をいたしております。

次に3、4ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出の収入につきましては、予算額合計3億7,754万4,000円に対し、決算額が1億3,359万7,033円となっており、2億4,394万6,967円の減収となっております。これは建設改良費の繰り越しにより第1項の企業債及び第2項の国庫補助金が減額となったことが主な理由でございます。第3項の受益者負担金につきましては112万4,033円の増収となっております。次に支出につきましては、予算額合計6億4,379万8,000円に対し、決算額が2億9,153万5,242円となり、繰越額が3億3,184万3,000円、不用額が2,041万9,758円となっております。これは第1項の建設改良費の繰り越しによる支出の減が主な理由でございます。第2項の企業債償還金につきましては、2億759万8,464円を償還いたしております。以上の資本的収入及び支出の内訳につきましては、附属資料の18、19ページに税抜額で記載をいたしております。また、企業債償還金につきましては、附属資料の22、23ページに企業債明細書を記載をいたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,906万7,209円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額169万8,833円、過年度分損益勘定留保資金2,976万9,912円、減債積立金2億759万8,464円で補填をいたしております。

次に5、6ページをお開きください。5ページでございますが、損益計算書で税抜額となっております。1及び2の営業収支におきましては、1の営業収益6億2,315万817円に対し、2の営業費用8億157万8,537円となっており、差し引き1億7,842万7,720円の営業損失となっております。3及び4の営業外収支におきましては、3の営業外収益3億5,587万7,423円に対し、4の営業外費用6,374万2,796円となっており、差し引き2億9,213万4,627円の利益となっております。この結果、営業収支および営業外収支を合わせまして1億1,370万6,907円の経常利益となっております。また5及び6の特別収支におきましては、704万2,686円の損失となっております。以上の結果、当年度の純利益が1億666万4,221円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額といたしまして、2億759万8,464円を計上いたしております。以上により当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額と合算をいたしまして、当年度の未処分利益剰余金が3億1,426万2,685円となるものでございます。

続きまして、6ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、1の業務活動に

よる収支が2億3,705万967円の増収、2の投資活動による収支が1億237万8,554円の減収、3の財務活動による収支が1億2,269万8,464円の減収となっております。これらのキャッシュ・フローにより当年度資金増加額といたしまして、下から3番目ですが1,197万3,949円となり、資金期末残高としまして17億2,684万6,733円となるものでございます。

次に7、8ページをお開きください。平成30年度長与町下水道事業剰余金計算書でございますが、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合わせまして、右欄の資本合計が45億2,851万8,794円でございます。二重線から下が当年度の変動額となっております。変動した資本合計が1億666万4,221円の増額となっております。あわせまして当年度末残高として、1番右下ですけれども、46億3,518万3,015円となっております。また、下の表の剰余金処分計算書案につきましては、未処分利益剰余金3億1,426万2,685円のうち減債積立金へ1億666万4,221円を積み立て、資本金へ2億759万8,464円の組み入れを行う予定といたしてございまして、この剰余金の処分に関しまして、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

次に9、10ページをお開きください。貸借対照表の資産の部ですけれども、1の固定資産につきましては、(1)有形固定資産及び(2)無形固定資産を合わせまして97億9,668万8,679円でございます。2の流動資産につきましては、(1)現金預金、(2)未収金及び(3)前払金を合わせまして18億2,555万2,211円でございます。以上の資産合計が116億2,223万8,700円となっております。

10ページの負債資本の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益、資本の部の6の資本金、7の剰余金を合わせまして、負債資本合計は資産の部と同額の116億2,223万8,700円となっております。

次に11ページをお開きください。こちらにつきましては、決算書の記載に当たっての注記表をつけております。

続きまして、決算附属書類につきまして御説明をいたします。12、13ページをお開きください。事業報告書でございますが、1概況の(1)総括事項につきましては記載のとおりでございます。なお、平成30年度の純利益といたしましては1億666万4,221円ございました。次に(2)議会議決事項につきましては、上から平成29年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてと、平成30年度長与町下水道事業会計補正予算第1号及び第2号と平成31年度長与町下水道事業会計予算の4件をお願いしてまいりました。(3)行政官庁認可事項につきましては、補助金交付申請の5件分でございます。うち1件につきましては補正予算分でございます。(4)職員に関する事項につきましては、平成30年度におきましては下水道課職員9名で業務を行っております。続きまして13ページの2工事の(1)改良工事の概況といたしまして、既存の下水道施設の改築工事を2件上げております。

次に14、15ページをお開きください。3業務につきましては(1)業務量、

(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項に関しまして、前年度との比較を載せております。15ページの4会計の(1)重要契約の要旨につきましては、500万円以上の契約を5件記載をいたしております。

次に16、17ページをお開きください。下水道事業会計収益費用明細書につきましては、各項目ごとの内訳を記載をいたしております。

次に18、19ページをお開きください。資本的収入及び支出明細書につきましても、各項目ごとの内訳を記載をいたしております。

次に20、21ページをお開きください。固定資産明細書を記載をいたしております。

次に22、23ページをお開きください。企業債明細書ですけれども、企業債85件を記載をいたしております。このうち81件を償還中でございます。なお、30年度償還といたしましては2億759万8,464円の償還を行い、未償還残高が25億9,675万6,968円でございます。以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。それでは15ページに記載をしております重要契約の内容につきまして、永石建設係長より御説明をいたします。今から図面をお配りをいたしますので、図面につきましては終了後に回収をさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

永石係長。

○係長（永石大祐君）

それでは、重要契約の要旨を説明させていただきます。決算書附属書類の15ページと今お配りしましたA3版の図面を御覧ください。15ページの重要契約の要旨の一番上から順に説明いたします。また、図面上で業務委託は青色、工事は赤色で着色しております。1番目の企業会計システム導入業務委託になりますが、図面では中央左側の長与町役場水道局庁舎を青色で着色しております。内容としましては、平成31年度会計から運用しております新しい企業会計システムの導入業務になります。2番目の長与町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定になりますが、図面では一番上長与浄化センターを青色で着色しております。内容としましては、長与浄化センターには水処理施設が6系列ございますが、そのうちの第4系列の高度処理化に対応した改築更新工事及び管理棟の耐震化工事を日本下水道事業団に委託して行っております。3番目の吉無田地区（青葉台）取付管改築工事になりますが、図面では左下の青葉台団地のうち、赤枠で囲い着色された範囲が施工箇所となります。内容としましては、青葉台団地において平成27年度から継続して実施しております取付管の改築工事になります。平成30年度の本工事では70か所の改築を行っております。4番目の長与ニュータウン中央線取付管改築工事になりますが、図面では、中央下側の長与ニュータウン団地のうち、赤枠で細長く囲い着色されたバス通りであるニュータウン中央線の上に登って見て左側の範囲が施工箇所となります。内容としましては、長与ニュータウンにおいて平成27年度から継続して実施している取付管の改築工事になります。平成30年度の本工事では

は26か所の改築を行っております。5番目の長与町下水道マンホールポンプ（後川内）更新工事となりますが、図面では左下の赤丸で囲い着色された商業入りロバス停付近が施工箇所となります。内容としましては、耐用年数に伴い更新時期となりました制御盤及びマンホールポンプについて更新工事を行っております。

以上が重要契約の説明となります。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。これもページを追って質疑を行っていきます。また、あとからページを戻って質疑をすることもできますので、順を追って進めてまいります。まず1ページから4ページの間で質疑はありませんか。無いようでしたら次に5ページから6ページ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

5ページの、新しい表現がありますのでちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、3の営業外収益の（3）長期前受金戻入2億2,400万、これと下から2番目のその他未処分利益剰余金の変動額2億700万というこの数字はどこから持ってきたものなんでしょうか。どういう趣旨か説明をしていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

3の営業外収益の長期前受金戻入ですけれども、これにつきましては減価償却を毎年行っていきますけれども、その分の国庫補助金であったりとか、受益者負担金とか、そういう外部資金を投入したものにしましては、以前はみなし償却ということで減価償却に計上をしてなかったんですけれども、平成26年度の企業会計の制度改正でその外部資金につきましても減価償却をきちんとしなければならないということで繰延収益の方に長期前受金ということで計上するとともに、長期前受金戻入ということで収益化すると。減価償却に合わせて収益化をするということに法律が変わっておりますので、この営業外収益の方に長期前受金戻入ということで減価償却に対応する分を費用化しているものでございます。それから6の特別損失のその他未処分利益剰余金変動額でございますけれども、この額自体は平成30年度に償還をいたします償還額と同じ額になっておりまして、減債積立金の方から起債償還分を償還するために取り崩した額ということになります。ただ、議会の議決をいただくまではそれを処分することができませんので、とりあえず議会の議決をいただくまでは、その他未処分利益剰余金変動額というところに一旦計上いたしまして、議会の議決をいただいたあと処分をするということになっております。その額が7、8ページにございますけれども、下の処分計算書ですね。剰余金処分計算書（案）というところに資本金への組み入れということで、ここに載せております。議会の議決をいただいたとなれば資本金の方に今回組み入れを行うということ

で処理をさせていただこうというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうすると差し当たりこの損益計算書の中に入れとくということで、議決があったのち、この8ページの後ろから3番目、未処分利益剰余金の3億1,000万ありますけれども、この中で1つは企業債の減債積立金。これに1億666万6,221円減額をして、そして残りの分を資本に組み入れます。こういう解釈ですね。分かりました。

○委員長（中村美穂委員）

ほかにありませんか。7、8ページの中で質疑はありませんか。続けて9ページから11ページ。続いて決算附属書類の12ページから15ページ、質疑はありませんか。松林委員。

○委員（松林敏委員）

15ページの吉無田地区の工事と4番目の長与ニュータウン中央線の工事、これが青葉台はN=70か所、ニュータウンはN=26か所で、契約金額がニュータウンの方がちょっと1.5倍ぐらい高くなっていると。1件当たりの単価が違うように感じるんですけども、これはどういったことになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石係長。

○係長（永石大祐君）

吉無田地区につきましては、団地の中の区画道路が主な施工箇所になるんですけども、これは通常よくある形での施工数量になると思うんですね。4番目の中央地区につきましては、2車線あるバス通りのうち、今下水道管が入っているのが下り車線に入ってるんですね。実際今施工をしているのが上り側車線をまたいだお宅をさせてもらってます。実際やる所では一遍にやってしまうと2日間お宅の下水道を止めないといけない形になるので、2件分を1か所にまとめて落とすということで、別に路線を造る形をとって1日で切り替えをできるような方法をとっているんで、ちょっと単価的には高くなるっていうような箇所になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。続けて16ページから17ページ、18ページから19ページ、次に20ページから23ページ、最後までですね、質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

22、23の企業債。本会議やったかな、金利の安い方に組み替えていくというどこかで発言があったような気がすつとぼってん。前は何かできないとか言いよったけども、今そういうのにできるんですか。その借り換えか何か、前はなかなかできないできない

という言葉が返ってきよったわけです。金利が高くてもね。どこで聞いたかな、それに向かってしていくという表現が何かあったような気がすつとぼってんなかったかな。ちょっとそこんところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長。

○下水道課長（山口新吾君）

今の償還をずっと今85件、現在借りて81件が償還中でございますけれども、過去に借りたものにつきましては、結構金利が高かったんですけれども、現在、借りているものにつきましては結構低利率だということで、順次古いものから償還が終わっておりますので、高利率のものにつきましては順次、償還が終わっているということで、今後につきましては、年次での償還額というものは徐々に減少するのではないかなというふうな説明だったというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

無いようでしたら全体を通して再度質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は、討論、採決は剰余金の処分とそれから決算認定について分けて行いたいと思います。

これから議案第76号のうち剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号のうち剰余金の処分について採決します。

本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号のうち決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号のうち決算認定について採決します。本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本日午前中に59号の議案について、質疑の途中でちょっと回答を保留していた分が
ございますので、そこからまた再度、審議を再開したいと思います。

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

午前中は失礼しました。岩永議員の御質問にお答えします。議案第58号と59号の
整合性ということで御質問をいただいたんですけれども、まず、議案を提出する前の手
順として法令審議会というのを役場庁舎内で設けております。その際国保の分と介護の
分と議案については、ここで審議されております。その中で条例の内容について整合性
を図るということで、その中で御意見をいただいております。その結果こういった今回
の条例提出になったわけですけれども、岩永議員が御指摘の歳入歳出予算の積立のとこ
ろでその文言が介護の方は含まれておりませんけれども、これについては介護のほかの
改正をしない条文についての整合性を図るということで、敢えてこちらの方は歳入歳出
っていう表現を省略させていただいておりますということで、ほかの条例につきまして
は、いろんな積立については表現がございますので、今後、条例改正の機会があれば統
一する方向で考えたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

これについて質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例の件を
採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日の議案審議、お疲れさまでした。

明日は9時30分より所管事務調査、幼保無償化について行います。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 15時44分)